

税務署からのお知らせ

法定調書の提出期限と手引の訂正について

平成13年中に給与、報酬、料金等の支払をした場合、源泉徴収票・支払調書を所轄税務署長に、また、給与支払報告書・特別徴収票を関係市区町村長にそれぞれ平成14年1月31日までに提出しなければなりません。

なお、先般、税務署から関係する皆様のお手許に配付された「平成13年分給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」の中に下記のとおり記載誤りがありましたのでお詫びして訂正させていただきます。

訂正箇所をご確認の上、手引を良くお読みになって、正しい法定調書を期限に遅れないよう提出してください。

所得税の確定申告期間について

平成13年分所得税の確定申告期間は、平成14年2月16日(土)から3月15日(金)までとなっておりますが、確定申告初日の2月16日は土曜日、翌2月17日は日曜日に当たりますので、税務署における申告書記載方法のアドバイス等の窓口事務は、2月18日の月曜日からとなります。

なお、2月16日及び2月17日に申告書を提出される方は、税務署の「時間外文書収受箱」をご利用ください。

また、郵送による提出も受け付けております。

記

年分に誤り

頁	正	誤
6	□「配偶者の合計所得」欄には、…………… 配偶者の平成13年中の合計所得金額を……	□「配偶者の合計所得」欄には、…………… 配偶者の平成12年中の合計所得金額を……

青年部スポーツ研修会(フィッシング)

今回の青年部会スポーツ研修会、テーマは「フィッシング」です。

10月27日(土)午前4時頃に横浜を出発し、三浦の毘沙門湾へと向かいました。現地には5時30分頃到着。参加者は10名。ほとんどの方が釣り好きで、竿や道具も持参されています。初心者は私を含めて2名。天気は快晴で波も穏やか、絶好のコンディションでした。

今回のターゲットは「いなだ」。『いなだ』とはご存知の方も多いと思いますが、『ぶり』の幼魚名で、成長にしたがって『わかし』『いなだ』『ぶり』と、名前が変わっていくそうです。

6時に船が出発しました。約20分のクルージングでポイントに到着です。早速見よう見真似で貸し竿を船にセットし、こませのオキアミをコマセカゴに

入れ、針にえさをつけ、海に投入しました。しばらくすると強烈なあたり。必死でリールを巻いていくと、やがて大きな魚が現れました。体長40センチ強の『いなだ』です。他の方々もしばらくは『入れ食い』状態で、大きないなだがたくさん釣れました。いなだ以外にもいろいろな種類の魚が釣れました。さば、あじ、そうだがつお、などなど。多い方は全部で20匹以上釣っておられました。

スポーツ研修で『釣り』といってもばかにはできないもので、けっこう体力が必要でした。時間が経つにつれ、リールを巻くスピードも落ち、最後には腕の筋肉がパンパンに張っていました。家に帰ってからは、それぞれが腕を振るって釣った魚をさばいたようで、本人も喜び、家族も喜び、とても良いスポーツ研修となりました。(片野田 仁記)